

議案第二十四号

国民宿舍三朝温泉会館使用料条例の一部を改正する条例について

国民宿舍三朝温泉会館使用料条例の一部を別紙のとおり改正する

昭和四十一年三月十一日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾壹年参月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



国民宿舎三朝温泉会館使用料条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条 温泉会館及び附属施設の使用料を次のとおり改める。

ニ各室使用料

「大集会場

一日 四〇〇〇円以内

各室及び小集会場

一日 二七〇〇円以内」とあるを

「大集会場、

一日 四五〇〇円以内

各室及び小集会場

一日 三〇〇〇円以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し昭和四十一年四月一日から適用する。